

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年8月7日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：インド 担当：南アジア部  
案件名：橋梁セクターに係る情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における橋梁整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月21日から2013年8月23日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月21日から2013年8月26日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年9月6日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 9月中旬

(5) 契約交渉 : 9月下旬

5 業務の目的

インドにおいては、道路は鉄道と並び国内の物流の大部分を支える重要な輸送手段であり、85%の旅客輸送、63%の貨物輸送を担っている。また人口増加・経済成長に伴い、道路交通量は1950年以降、年率9.1%のペースで増加しているが、道路整備が需要に追いついていない。かかる状況下、インド政府は前計画に引き続き、第12次5か年計画（2012年4月～2017年3月）においても道路セクターを積極的に取り組むべき重要セクターと位置づけ、国道開発計画（National Highway Development Plan、以下「NHDP」という。）下で2015年までに5万kmの国道の改良を推進すると共に、同計画期間中に国道をさらに1万km延伸することが掲げられている。また、NHDPでは、2022年までには約18,000kmの高速道路網を構築する構想も打ち出している。

国道整備計画が進められている一方で、過積載車両や交通量の増加、走行速度の高速化といった課題に対し国道の維持管理が追いついておらず、貿易・投資促進に不可欠な「物流の効率化」への大きなボトルネックとなっている。

橋梁については、交通量の増加に伴う整備の必要性が第12次5か年計画でも指摘されている。同計画のデータによると道路交通省（Ministry of Road Transport and Highways、以下「MORTH」という。）が管轄する主要な橋梁は1,290か所あるが、そのうち1947～69年に建設されたものが169か所、1969～90年に建設されたものが302か所あり、老朽化が大きな問題となっている。一方、州政府が管理する橋梁の実態は現時点では体系的に把握されておらず、老朽化が進みリハビリが必要な橋梁の数はインド全体で相当な数に上ると予想される。さらに、MORTHでは、橋梁リハビリを推進しているものの、橋梁リハビリは新規建設に比べ高度な技術力と豊富な経験を必要とすることもあり、技術者の育成・確保が十分な状況ではなく、計画策定と実施が進んでいない。このような状況下、MORTHおよび国道庁（National Highway Authority of India、以下「NHAI」という。）に派遣中のJICA長期専門家が、MORTHの依頼により、問題のある橋梁の視察をこれまで複数箇所実施しているが、多数の重大損傷が見つかり、老朽化した橋梁の点検とリハビリが深刻かつ喫緊の課題である。

JICAは、事業展開計画において、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を援助重点分野のひとつとして位置付けており、インドの大都市間基幹交通ネットワークの持続可能な整備・ボトルネックの解消・物流拠点の整備を通じて、旅客貨物輸送の効率化を支援し、同国の経済社会開発支援を行う方針である。橋梁のリハビリについても、かかる方針の下、上述のJICA長期専門家による視察の他、今年3月には橋梁修復に係る短期専門家を派遣し、損傷橋梁の現場視察を行い、リハビリに向けた点検、診断のポイントや日本での事例等をMORTH職員に対し紹介しているが、インド側からは日本の優れた技術力と豊富な経験を活かし、実際の損傷橋梁を対象にリハビリ支援を実施して欲しいという強い要望が寄せられている。

以上の背景から、本調査は、重要橋梁の現状を把握し対応策を整理・確認すると共に、主に円借款を念頭に、今後のJICA協力の在り方について検討することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

インド全土

(2) 相手国関係機関

道路交通省（Ministry of Road Transport & Highways）

(3) 業務内容

- ・ 調査対象橋梁特定のための関連情報収集
- ・ 調査対象橋梁（案）のリストアップ
- ・ 現地踏査実施対象橋梁決定のため道路交通省との協議
- ・ 現地踏査（概略調査）
- ・ 橋梁点検・診断・補修・予防保全にかかる改善案の提案
- ・ ローカルコントラクターの技術水準調査・ヒアリング
- ・ 在印本邦企業よりニーズ聞き取り
- ・ 円借款支援対象候補橋梁案のリストアップ
- ・ 環境社会影響評価
- ・ 非破壊検査・サンプル検査
- ・ 事業計画概要の提案
- ・ JICA支援アプローチの提案

## 7 成果品等

- ・ インセプションレポート （2013年10月上旬）
- ・ インテリムレポート （2013年11月下旬）
- ・ ドラフトファイナルレポート（2013年1月下旬）
- ・ ファイナルレポート （2014年2月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括 / 橋梁補修計画（評価対象予定者）
- 2) 橋梁補修工法検討（評価対象予定者）
- 3) 橋梁点検・診断 1
- 4) 橋梁点検・診断 2
- 5) 経済・財務分析
- 6) 環境社会配慮
- 7) 橋梁維持管理（行政面）
- 8) 橋梁維持管理（技術面）
- 9) 業務調整/橋梁補修工法検討補助

## 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。